

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社シンクロ・フード		コード	3963
提出日	2026/6/25	異動（予定）日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月24日開催の株主総会による選出			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	坂井一成	社外取締役										○					
2	洲演陽一	社外取締役	○												○	新任	有
3	Bellamy, Jason Orlando	社外取締役										○				新任	
4	細川健	社外取締役	○												○	新任	有
5	武藤電弘	社外取締役	○												○	新任	有
6	牧野隆一	社外監査役	○												○		有
7	井上康知	社外監査役	○												○		有
8	中山寿英	社外監査役	○										△				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏の所属するAsset Value Investors Limitedが運用するファンドである、AVI Japan Opportunity Trust plcは、当社議決権を10%超保有しているため、独立役員の基準を満たさないと判断しております。	坂井一成氏は、投資会社における豊富な経営や財務に関する知見、資本市場やSDGsに関する幅広い見識を有しております。幅広い分野の経験と見識をベースに、客観的かつ公正な立場で経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。
2		洲演陽一氏は、テクノロジー関連の事業会社における豊富な経験、資本市場やSDGsに関する幅広い見識を有しております。幅広い分野の経験と見識をベースに、客観的かつ公正な立場でテクノロジーを活かした業務に関するアドバイス、経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。
3	同氏の所属するAsset Value Investors Limitedが運用するファンドである、AVI Japan Opportunity Trust plcは、当社議決権を10%超保有しているため、独立役員の基準を満たさないと判断しております。	Bellamy, Jason Orlando氏は、投資会社における資本市場に関する豊富な見識を有しております。豊富な経験と深い見識をベースに、客観的かつ公正な立場で資本市場に関する助言、グローバルな視点や経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。
4		上記2.「役員の属性」a～lに該当がなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合（独立性基準）に抵触しないため、独立役員として指定しております。
5		上記2.「役員の属性」a～lに該当がなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合（独立性基準）に抵触しないため、独立役員として指定しております。
6		牧野隆一氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。
7		井上康知氏は、弁護士として法律に関する高度の専門知識を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。
8	社外監査役の中山寿英氏は、過去において当社へのコンサルティングを行ってまいりました。弊社監査役の就任に伴いコンサルティング契約は終了しております。	中山寿英氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。